

23年度税制改正要望に係る御意見一覧(金融庁所掌外の案件を除く)

題 目	意見の詳細	提出者
経済を活性化し国民生活を豊かにするため、現行の上場株式等の譲渡益、配当金等に対する軽減措置を維持すること	現行の上場株式等の譲渡益、配当金等に対する軽減措置を維持していただきたい。	団体
上場株式の譲渡所得と配当所得とに対する課税について。	<p>1 上場株式の譲渡所得については、平成15年(申告分離課税への一本化)以前の源泉分離課税(税率は売却額の1%以下程度で)を復活すべきである。</p> <p>2 上場株式の配当所得については、現在の軽減税率10%(本則20%)を本則10%で恒久化することが望ましい。</p>	個人
上場株式等の譲渡益課税の軽減措置の拡充と中長期的な金融所得の一元化	中長期的には金融所得の一元化と損益通算の範囲の拡大を図る必要があるが、当面は株式市場の活性化・安定化を図ることが重要であり、上場株式等の譲渡益課税(軽減税率10%(本則20%)、適用期限:平成23年12月31日)の軽減措置を拡充すること。	団体
経済の活性化	経済を活性化し、日本の競争力を増し海外からの投資を増やすために法人税の減税と証券取引税の税率を現行の10%延長もしくは当面の税負担なしを是非実行していただきたいです。	個人
配当に対する課税の強化	<p>配当課税は10%と優遇されており、お金がお金を生み格差社会を助長している。懸命に働いても非正規社員は年収200万程度であるが、鳩山前総理のようにブリジストの配当は数千万円、これは不労所得であるが税率10%、では働いて得た収入との格差が大きい。配当にも累進税率を適用すべきである。すなわち、1銘柄あたり10万円未満の小額配当では今のままの10%が妥当であるが、10万以上-30万未満は20%、30万-50万未満30%、50万-100万未満40%、100万-500万未満50%、500万以上60%にすべきである。</p> <p>経済界、とりわけ株式関係者は取引に影響すると反対するかもしれないが、高額配当をもらっている個人は少数であり、この株主は売買は実際の売買はやっていないので全く影響はない。長期に株を保持したら税金が割安になるとの案が世間にあるが、これでは高額配当をもらうものを益するだけであり絶対反対です。又、株式取引の活性化にも反するので長期保有優遇は導入すべきでない。日本の配当税率は低すぎるが、大衆の株式投資を活発にするためには1銘柄10万円以下の配当は優遇税制の期間が終了後も10%が妥当である。</p>	個人
日本版ISAに関する措置	少額の上場株式等投資のための非課税措置(日本版ISA)について、引き続き、投資家の利便性および金融機関、株主名簿管理人の実務に配慮したより簡素なものとするを要望する。なお、本制度を長期的な視野に立った個人の幅広い金融資産形成に資するものとするため、将来的には、非課税措置の延長や拡充の検討が望まれる。	団体
日本版ISAについて、投資家の利便性や金融機関の実務に配慮した制度設計を行うこと	平成24年より導入される少額の上場株式投資のための非課税措置(日本版ISA)について、投資家の利便性および金融機関の事務に配慮した具体的な制度設計を推進すること	団体

<p>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)の制度については、投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとする</p>	<p>平成22年度税制改正において、上場株式等に係る軽減税率が本則税率化する平成24年1月から非課税口座(いわゆる日本版ISA)制度を導入するが決定されたが、上場株式等の受発注の仕組みや特定口座制度と整合的ではなく、また、投資者及び金融商品取引業者等の利便性や実務の面から使い勝手が悪く、分かりにくい制度になっている。このため、次の措置を講じていただきたい。</p> <p>①非課税口座では、先入先出法による払出しを要件とすること  ②複数年にわたり非課税口座において同一銘柄を取得した場合には、当該銘柄は同一銘柄として取扱うこと  ③非課税口座に受け入れる上場株式等として、金融商品取引業者等が募集を行うものを追加すること  ④上場会社による非課税口座内上場株式等の公開買付けに応じて売却した場合におけるみなし配当に係る配当所得及び譲渡所得は非課税の適用対象から除外すること  ⑤無償割当てされた上場新株予約権を非課税口座の受入れ対象とすること  ⑥国外株式及び国外投資信託等の配当等について、当該配当等の支払の取扱者である金融商品取引業者等から交付を受けるものは、非課税の適用対象であることを明確化すること  ⑦非課税口座の取得価額の継続的な管理をしないこととし、非課税口座年間取引報告書の記載を改善すること(なお、仮に、本要望の実現が困難な場合には、特定口座と同様の取得価額の管理とし、非課税口座年間取引報告書の記載を改善すること)</p>	<p>団体</p>
<p>金融所得課税の一体化の推進等</p>	<p>3. 少額の上場株式等投資のための非課税措置(日本版ISA)について、引き続き、投資家の利便性および金融機関の実務に配慮したより簡素なものとするを要望する。なお、本制度を長期的な視野に立った個人の幅広い金融資産形成に資するものとするため、将来的には、非課税措置の延長や拡充の検討が望まれる。</p>	<p>団体</p>
<p>公社債非課税措置に係る前所有者期間通算特例の範囲の拡大</p>	<p>金融機関・金融商品取引業者等が利子計算期間の途中で振替国債・振替地方債等を購入した場合で、前所有者が指定金融機関等や一定の要件を満たす外国法人等である場合には、当該振替公社債を譲り受けた金融機関・金融商品取引業者等は利払時に前所有者の所有期間を通算して源泉所得税非課税の適用を受けることが出来るものとされている(租税特別措置法基本通達8-4)。現在通達に列挙される場合に加え、退職年金等信託(所得税法176条2項)が保有していた振替公社債を利子計算期間途中で金融機関・金融商品取引業者等が譲り受けた場合にも、譲り受けた金融機関・金融商品取引業者等が前所有者である退職年金等信託の保有期間を通算して源泉所得税非課税の適用を受けられる旨を明確にすべき。</p>	<p>個人</p>
<p>配当課税の廃止</p>	<p>配当課税の廃止</p>	<p>団体</p>
<p>外国為替証拠金取引における不公平税制の是正</p>	<p>外国為替証拠金取引のうち、取引所取引の所得については、申告分離課税として、一律20%の税率が適用され、他の取引所先物取引との損益通算も可能であり、更に向こう3年にわたる損金の繰越控除が認められているのに対し、店頭取引の所得については、総合課税として、他の所得と合算のうえ15%ないし50%の税率が適用され、他の先物取引との損益通算は認められず、更に損金の繰越控除も認められていない。かかる不公平税制を廃し、店頭取引の所得についても、取引所取引と同様の申告分離課税を導入すべきである。</p>	<p>個人</p>
<p>FX取引に係る税制の一本化について</p>	<p>FX取引に係る個人税制において、現在、取引所FXは分離課税、店頭FXは総合課税雑所得となっているが、これを一本化すべきと考える。一本化に際しては、店頭FXについても、現在の取引所FXの税制に合わせるべきである。</p>	<p>個人</p>

<p>為替差益の税制について</p>	<p>為替差益と株式などの税制が異なるのは、公平性の面でもおかししいし、外国株取引時の申告の手間も大きくなる。取引所FXだけでなく、外国株式の場合や店頭FXでも同様のルールを適用することで、公平性が高められ、申告が簡素化され、またそれらにより参加者が増える可能性があることで市場の活性化につながる。</p>	<p>個人</p>
<p>外国為替証拠金(保証金)取引に関する統一的な税制の必要性</p>	<p>外国為替証拠金(保証金)取引に係わる決済差損益について、以下の事項を要望いたします。</p> <p>① すべての外国為替証拠金(保証金)取引を申告分離課税として、所得の大小に関わらず一律20%の税率(所得税15%、住民税5%)に統一する。</p> <p>② 店頭FX取引の決済差損益について、取引所に上場する先物取引(受渡しを除く)で発生した決済差損益との損益通算を認める。</p> <p>③ 店頭FX取引によって発生した損失額のうち、その年に控除しきれない金額については、確定申告を行うことにより、翌年以降3年間にわたって、申告分離課税となる「先物取引に係る雑所得等」の金額からの繰越控除を認める。</p> <p>今回の意見は、外国為替証拠金(保証金)取引の実態を踏まえ、店頭取引と取引所取引との税制上の不均衡を是正し、もって個人投資家に対する公正中立な税制を確立することを求めるものであります。</p> <p>具体的には、店頭取引による外国為替証拠金(保証金)取引についても、取引所取引と同一の申告分離課税、損益の通算及び損失繰越の導入を至急検討することを求めるものであります。</p> <p>外国為替証拠金(保証金)取引(以下「FX取引」という。)の税制上の取扱いにつきましては、申告分離課税である取引所外国為替証拠金(保証金)取引(以下「取引所FX取引」という。)と、総合課税である店頭外国為替証拠金(保証金)取引(以下「店頭FX取引」という。)とで課税方式が相違しており、これにより両取引におけるそれぞれの業者間において、取引参加者の公平であるべき収益機会が損なわれている状況にあります。平成17年度の税制改革においては、同年になされた金融先物取引法の改正を踏まえ、また金融所得課税の一体化、簡素化に向けた取り組みを進める観点から課税方式の均衡化を図る措置として、先物取引に係る雑所得等に係わる課税の特例(雑所得として一律20%の申告分離課税、他の先物取引との損益通算が可能、その年に控除しきれない損失は翌年以降3年間にわたり、申告分離課税となる先物取引に係る雑所得等の金額から繰越控除が可能)について、その適用対象に、取引所FX取引の決済差損益等に係わる雑所得が追加されました。この際、同時に先物取引に係る雑所得等に係わる課税特例の適用対象の前提として、店頭FX取引に比べ取引基準の規制が利用者保護に手厚いと判断された取引所FX取引については、不招請勧誘禁止などの行為規制対象から除外され、その後現在へと至ります。店頭FX取引がこうした課税特例の適用を受けるためには、同取引が行為規制の対象から除外されるなど、取引所FX取引と同じ扱いが出来るレベルの「完成度の高いマーケット」であると判断できることが前提である、との意見もあります。しかし、そもそも取引所FX取引はその実態面において店頭FX取引と何ら変わるところがなく、また店頭FX取引は信託保全のルール上での一元化や、本年より明確化されているレバレッジ規制、ロスカット・ルール義務化等の取引規制の実施など、安全性においてもほぼ全般的に差異がなくなったことから、現在ではもはや税制上の差異を設定する必然性がなく、むしろ解消することが求められている状況にあると考えます。つきましては、すでに課税特例の適用を受けている取引所FX取引と同列に比した店頭FX取引への適用措置は適当であり、平成23年1月1日からの店頭FX取引における決済取引における顧客の取引損益分より適用していただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>個人</p>
<p>店頭FX(外国為替証拠金取引)に係る税制改正に関する要望</p>	<p>店頭FX(外国為替証拠金取引)に係る税制改正につきまして、以下の事項を要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引所取引のみに認められている分離課税制度の適用範囲を広げ、店頭取引にも認めること。</li> <li>・店頭取引の所得について、取引所取引と同様に他の先物取引との損益通算を認め、かつ、当該損益通算に損失の翌年以降への繰越控除を認めること。</li> </ul>	<p>個人</p>

店頭FX取引に対する分離課税及び損失の繰越控除の適用	現在、FX取引については「取引所取引(くりっく365、大証FX)」と「店頭取引」とで課税方法が異なっており、前者の税金は申告分離課税で一律20%となっているのに対し、後者の税金は他の所得と合算で総合課税されることとなっている。また、前者については、取引所先物取引との損益通算が可能であり、かつ、損失について3年間の繰越控除も可能となっているのに対し、後者では他の取引所先物取引との損益通算も繰越控除もできないこととなっている。FX取引は、取引所取引でも店頭取引でも同じ商品性を持つ金融商品であることから、店頭FX取引についても取引所取引と同様の取扱いをしていただくことを要望いたします。	個人
店頭FXと公的取引FXの税制統一	FX取引において、取引所を通じた「くりっく365」と店頭取引との間の所得税法上の課税取扱いの差異を無くすべきと考えます。具体的には、店頭取引でのFX取引についても、一定税率による分離課税が他の多くの金融取引所得への課税方法とも整合的ではないかと考えます。また、FX店頭取引についても、「くりっく365」同様に、一定期間内での損益通算を可能とすべきではないかと考えます。	個人
店頭FXと公的取引FXの税制統一	FXという同じ金融商品なのに店頭取引と公的取引で税制ルールが異なるのは不平等。税制ルールの統一を希望します。	個人
店頭FXと公的取引FXの税制統一	FXの税金について、店頭と公的FXの税金の不公平をなくしてもらいたいです。中身が同じなのに税率がちがうのはどうみても是正する必要があります。	個人
既存株主への新株予約権割当と特定口座の上場株式等の範囲拡大	東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第306条第1項第3号の「新株予約権1個の目的である株式が上場株券当株に係るものであること」が削除され、新株予約権1個の割当対象である株式が1株以外となる新株予約権の上場が可能となった。当該規則改定により、既存株主に対する新株予約権の無償割当(いわゆるRights Issue)とその上場の増加が予想されるが、租税特別措置法第37条の11の3第2項、租税特別措置法施行令第25条の10の2第5項並びに同施行規則第18条の11第4項において規定される、特定口座内保管上場株式等に係る所得計算等の特例の対象となる上場株式等の範囲に、当該新株予約権は含まれていないため、当該新株予約権の割当が既存株主に対してなされた場合、特定口座ではなく、一般口座において当該新株予約権を受け入れ、かつ、当該一般口座を通じて当該新株予約権を売却した場合には、譲渡益について確定申告が必要となり、当該新株予約権を行使して株式を取得した場合には、当該株式については一般口座において保有され、将来の譲渡所得について、確定申告が必要となる。こうした個人株主の確定申告手続きの軽減を図るため、特定口座における課税の特例の対象とされる上場株式等の範囲に、Rights issueにより既存株主が取得した新株予約権を含めるよう要望する。	団体
以下に掲げる上場株式等について、一定の要件のもと、特定口座への受け入れを可能とする措置を講じること ① 相互会社の株式会社化に伴い特別口座で管理される上場株式	相互会社の株式会社化に伴い特別口座で管理されている上場株式について、株式会社化された日を取得日、売出価格を取得価額として、特定口座への受け入れることを可能としていただきたい。	団体

<p>以下に掲げる上場株式等について、一定の要件のもと、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること</p> <p>② 非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式等</p>	<p>ストックオプション制度とは、発行会社が取締役や従業員等(以下、「取締役等」といいます。)に対して、予め定められた価額(権利行使価額)で発行会社の株式を取得することのできる権利を付与し、当該取締役等は将来、株価が上昇した時点で権利行使を行い、発行会社の株式を取得し、売却することにより、株価上昇分の報酬が得られるという一種の報酬制度です。</p> <p>当該取締役等が発行会社との間で締結した契約により与えられた、租税特別措置第29条の2の規定の適用を受けた一定の要件を満たす新株予約権等を当該契約に従って行使することにより取得した上場株式(以下、「適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式」といいます。)を取得した場合には、当該適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式の権利行使価格と当該権利行使をした日の当該上場株式の時価との差額にかかる経済的利益については、所得税を課さない措置が講じられております。当該適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式については、同法の規定により上場株式等に該当する場合であっても、特定口座に受け入れることはできない措置が講じられております。</p> <p>一方、適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式に係る経済的利益について、非課税の適用を受けずに取得した上場株式(以下、「非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式」といいます。)については、平成21年5月31日までの間は、特例上場株式等の特定口座への受入れ制度の適用を受けて、特定口座に受け入れておりました。しかし、当該制度が、平成21年5月31日に廃止したことを受けて、当該非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式については、特定口座に受け入れることができなくなりました。</p> <p>このため、現在、当該非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式は、その上場株式等に係る経済的利益について非課税の適用を受けていないにも関わらず、特定口座に受け入れることができません。</p> <p>つきましては、当該非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式について、一定の要件の下、特定口座への受入れを可能とする措置を講じることを要望いたします。</p>	<p>団体</p>
<p>以下に掲げる上場株式等について、一定の要件のもと、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること</p> <p>③ 会社法第185条に基づく株式無償割当て及び会社法第277条に基づく新株予約権無償割当てにより取得した上場株式及び上場新株予約権</p>	<p>○会社法第185条に基づく株式無償割当てにより取得した上場株式</p> <p>現行税法上、特定口座に係る特定口座内保管上場株式等につき会社法第185条に規定する株式無償割当てにより取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを振替口座簿に記載又は記録する方法により特定口座に受入れることは可能です。(措令第25条の10の2⑮六)</p> <p>しかし、特定口座以外の口座に保有する上場株式等につき、会社法第185条に規定する株式無償割当てにより取得する上場株式等は特定口座へ受入れることができません。株式無償割当てにより取得する上場株式等は、無償で割り当てられるため、取得価額は零円で特定口座に受入れることができ、取得価額の不正操作などを行うことは不可能です。ついては、特定口座における顧客の利便性向上の観点から、特定口座以外の口座に保有する上場株式等につき、会社法第185条に規定する無償割当てにより取得する上場株式等を取得価額零円で特定口座へ受入れる措置を講ずるよう要望いたします。</p> <p>○会社法第277条に基づく新株予約権無償割当てにより取得した上場新株予約権</p> <p>現行税法上、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当てにより取得した上場新株予約権については、当該上場新株予約権に係る上場株式等が特定口座に係る特定口座内保管上場株式等でも、特定口座以外の口座に上場株式等を保有している場合であっても、特定口座に受入れることができません。新株予約権無償割当てにより取得した新株予約権は、無償で割り当てられるため、取得価額は零円で特定口座に受入れることができ、取得価額の不正操作などを行うことは不可能です。ついては、特定口座における顧客の利便性向上の観点から、特定口座に係る特定口座内保管上場株式等及び特定口座以外の口座に保有する上場株式等につき、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当てにより取得した上場新株予約権を取得価額零円で特定口座へ受入れる措置を講ずるよう要望いたします。</p>	<p>団体</p>

<p>以下に掲げる上場株式等について、一定の要件のもと、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること</p> <p>④ 特定口座内保管上場株式等である新株予約権の行使により取得する上場株式等</p>	<p>現在、特定口座に係る特定口座内保管上場株式等である上場新株予約権の行使により取得した上場株式等については、特定口座に受入れることができます。(措令第25条の10の2⑮十二)</p> <p>しかし、当該条文では、「特定口座内保管上場株式等に付された上場株式等の行使により取得した上場株式等」を特定口座に受け入れるとの規定になっております。</p> <p>当該規定では、上記により取得する上場新株予約権の行使により取得する上場株式等の特定口座への受入れについて明確に規定されているとはいえないことから、当該上場株式等の特定口座への受入れを条文上明確化するため要望いたします。</p>	<p>団体</p>
<p>相続、贈与又は遺贈により取得した持株会等口座で取得した上場株式等について、当該持株会等口座を開設する金融商品取引業者等と一定の資本関係にある金融商品取引業者等が開設する特定口座への受入れを可能とすること</p>	<p>現行税法上、相続、贈与又は遺贈により取得した持株会等口座で取得した上場株式等について、当該持株会等口座を開設する金融商品取引業者等と特定口座を開設する金融商品取引業者等が同一の証券会社である場合には、当該持株会等口座で取得した上場株式等について、当該特定口座に受入れることができます。(措令第25条の10の2⑮三)</p> <p>しかし、相続、贈与又は遺贈により取得した持株会等口座で取得した上場株式等について、当該持株会等口座を開設する金融商品取引業者等と特定口座を開設する金融商品取引業者等が同一でない場合には、たとえ一定の資本関係にある金融商品取引業者等間であっても当該特定口座へは受入れることはできません。一定の資本関係がある金融商品取引業者等間の関係は、税法上同一の金融商品取引業者等とみなされる規定があり、持株会等口座で取得した上場株式等について、一定の資本関係がある金融商品取引業者等の特定口座に当該持株会等口座で取得した上場株式等を受入れることができます。(措令第25条の10の2⑮二十二)</p> <p>つきましては、当該持株会等口座により取得した上場株式等が、一定の資本関係がある金融商品取引業者等の特定口座へ受入れられる現行制度との整合性及び特定口座における顧客の利便性向上の観点から、相続、贈与又は遺贈により取得した持株会等口座で取得した上場株式等について、当該持株会等口座を開設する金融商品取引業者等と一定の資本関係にある金融商品取引業者等が開設する特定口座への受入れを可能とする措置を講じるようお願いいたします。</p>	<p>団体</p>
<p>以下の上場株式等を特定口座に受け入れる場合には、当該上場株式等の取得価額は、総平均法に準ずる方法により計算した金額ではなく、当該上場株式等の取得に要した金額とすること</p> <p>① 相続、贈与又は遺贈により取得した上場株式等(被相続人、贈与者又は包括遺贈者が持株会等口座で取得した上場株式等を含む)</p> <p>② 上場等の日の前に取得した上場株式等</p> <p>③ 非上場会社の株主に対して、合併等により交付された上場株式等</p>	<p>上記①から③に係る上場株式等は、特定口座以外の口座に保有されていたものについて、一定の条件により特定口座に受入れることができる措置です。</p> <p>しかし、これらの上場株式等について、特定口座に受入れる場合において、同一銘柄がある場合には、当該上場株式等の特定口座への受入れを「総平均に準ずる方法により計算した取得価額」に基づいて行うよう国税当局より行政指導が行われているところであります。</p> <p>しかしながら、これらの上場株式等については、同一銘柄を例えば相続などにより取得する場合には、当該相続などにより取得した上場株式等の取得価額が不明なものがあり、当該取得価額が不明なものとの「総平均に準ずる方法により計算した取得価額」を計算することが不可能なケースがございます。また、特定口座に受入れる証券会社サイドでは、このような「総平均に準ずる方法により計算した取得価額」が税法上有効な取得価額かどうか不明であり、またそれを検証する術がないため、現行税法上措置されていても、実務上特定口座に受入れることができない場合が散見されます。</p> <p>つきましては、特定口座における顧客の利便性向上の観点から、上記①から③の上場株式等を特定口座に受け入れる場合には、当該上場株式等の取得価額は、総平均法に準ずる方法により計算した金額ではなく、当該上場株式等の取得に要した金額によることができる措置を講じていただきますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>団体</p>

<p>特定口座のみなし廃止の適用有無について、金融商品取引業者等による選択を可能とすること</p>	<p>現行税法上、特定口座開設届出書を提出した居住者等が当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等及び決済が終了していない信用取引等を有しないこととなった日又は当該特定口座に最後に上場株式等の配当等を受け入れた日のいずれか遅い日以後二年を経過する日の属する年の12月31日までの間に当該特定口座に係る振替口座簿への上場株式等の記載若しくは記録等若しくは上場株式等の信用取引等又は上場株式等の配当等の受入れが行われなかったときは、その年の翌年1月1日に当該特定口座につき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされ、当該特定口座が廃止されます。(以下「特定口座のみなし廃止制度」という。)(措令第25条の10の7③)</p> <p>なお、特定口座のみなし廃止制度の適用については、のみなし廃止されるまでの間に、当該特定口座を継続する旨を記載した特定口座取引継続届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければなりません。(同令④)</p> <p>しかし、そもそも残高のなくなった特定口座について、当該届出書の提出自体を失念するケースが多々見受けられます。このため、当該特定口座において、取引を行いたいこととなった顧客が特定口座のみなし廃止制度の適用により特定口座が廃止された場合、当該金融商品取引業者等で再び特定口座で取引を行うためには、再度特定口座開設届出書を提出しなければならず、投資家にとって不便な制度となっております。</p> <p>については、当該特定口座のみなし廃止の適用有無について、金融商品取引業者等による選択を可能とし、引いては、特定口座における顧客の利便性向上を図るよう措置を講じるようお願いいたします。</p>	<p>団体</p>
<p>所得税法第25条第1項の規定による配当等とみなす金額にかかる支払通知書について、その年に支払った金額の合計で作成(年間一括交付方式)することを可能とする措置を講じること</p>	<p>平成21年度税制改正により、オープン型の証券投資信託の収益の分配に係る配当等に係る支払通知書につき年間一括交付方式が認められましたが、所得税法第25条第1項の規定による配当等とみなす金額に係る支払通知書についても措置するよう要望いたします。</p>	<p>団体</p>
<p>特定口座年間取引報告書への源泉徴収選択口座内配当等に係る明細の記載の省略を認めること</p>	<p>平成22年1月から源泉徴収選択口座において上場株式等の配当等を受け入れることが可能となり、各年分の特定口座年間取引報告書には当該各年の源泉徴収選択口座内配当等に係る明細を記載することが措置されております。</p> <p>しかし、源泉徴収選択口座内配当等の詳細をすべて記載することで、例えば、毎月分配の投資信託や多数の上場株式等を保有する投資者にあっては、当該特定口座年間取引報告書の量が膨大になることがあり得るため、源泉徴収選択口座内配当等の明細の記載の省略を認めるよう措置することを要望いたします。</p>	<p>団体</p>
<p>年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡等及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客について、特定口座年間取引報告書の交付を省略可能とすること</p>	<p>年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客については、一定の場合を除き、確定申告を行うことはないので、顧客から特定口座年間取引報告書の交付依頼がない限り、特定口座年間取引報告書の交付を省略可能とすることを要望いたします。</p> <p>なお、顧客からの要請があれば、特定口座年間取引報告書の提出をいたしますので、まったく顧客に交付しないということではございません。</p>	<p>団体</p>
<p>金融商品取引業者が顧客から提出を受ける税務上の各種届出書等に係る押印欄を削除する(押印を不要とすること)を可能とすること</p>	<p>平成21年1月5日実施の「株券電子化」により、国内上場株式の実質株主報告の際の印影管理が不要となることなど合理化が図られました。これにより証券会社においては、株式実務関係の書類以外の各種届出書等についても、押印欄を削除し、印影管理を不要とすることで、顧客の利便性向上あるいは証券会社の事務処理の合理化を図りたいとの声が高まっているため、要望いたします。</p>	<p>団体</p>
<p>特定口座開設届出書等について電磁的方法による届出を可能とする措置を講じること</p>	<p>顧客が提出する特定口座開設届出書等の各種届出書について、書面によらず、電磁的方法により届出を行うことを可能としていただくよう要望いたします。</p>	<p>団体</p>

<p>既に税法上の告知を行っている顧客が、特定口座の開設届出を行う場合等であって告知内容に変更がないときには、新たな告知並びに本人確認書類の提示及び提出は不要とすること</p>	<p>実務上、顧客が取引する金融商品取引業者等の営業所を変更した場合、変更前の営業所で管理されていた顧客からの受入書類等は、変更後の営業所に引き継がれます。変更前の営業所で受け入れた告知書や本人確認書類の提示を受けて確認した情報についても、変更後の営業所に引き継がれるため、告知書の再受入れ及び本人確認書類の再受け入れの必要性はないと考えられます。例えば、特定口座を開設する際には告知(本人確認書類の提示を含みます。)が必要となりますが、同一金融商品取引業者等における営業所の変更の際には、改めて本人確認書類の提示は求められていません。(措令25条の10の4②)</p> <p>このため、金融商品取引業者等に対して、既に顧客から税法上の告知・告知書(本人確認書類の提示・提出を含みます。)を受けている場合であって、当該金融商品取引業者等に過去に届け出た内容(氏名及び住所)に変更がないときは、改めて本人確認書類の提示・提出は不要とすることを要望いたします。</p>	<p>団体</p>
<p>税法上の告知等において必要とされる本人確認書類の範囲につき、犯罪収益移転防止法上の本人確認書類と統一すること</p>	<p>現在、税法上の告知等において必要とされる本人確認書類については、収益犯罪移転防止法上の本人確認書類とは一致していない。例えば、証券取引に係る口座開設時の本人確認書類には、「療養手帳」が認められているが、株式投資信託の収益の分配の支払を受ける場合の告知に係る本人確認書類には、「療養手帳」が認められていない。この場合、証券取引に係る口座開設に係る本人確認書類とは別の税法上認められた本人確認書類を提示しなければならない。このように顧客にとって煩雑な手続を改善するために要望いたします。</p>	<p>団体</p>
<p>上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の控除期間の延長(7年間)</p>	<p>上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除制度について、繰越控除期間を3年から7年に延長することを求める。</p>	<p>個人</p>
<p>現状の証券税制の廃止 印紙税の導入</p>	<p>現状の証券税制は非常に複雑になっており、個人にとっては非常にわかりにくいものとなっている。金融機関にとってもさまざまなシステム構築のためのコストが膨大なものとなっている。はたして100円の税を徴収するのにどれくらいのコストが国全体で発生しているのだろうか。またそれによる徴税金額はどれくらいになっているのだろうか。そこで現状の証券税制をはいし、香港や中国で取り入れられている印紙税(Stamp Duty)を取り入れてはいかがだろうか。たとえば上場株式株式取引においては非居住者も含め売買双方から0.1% 未上場株に関しては売買双方から0.2%債券取引については、売買双方から0.01%としてはどうか。現在東証で売買代金が1兆円でその他の上場市場を合わせて2兆円弱の取引が行われている。年間にすると簡単に徴税額が計算できると思う。</p>	<p>個人</p>
<p>相続財産に係る上場株式等の非課税枠の設定</p>	<p>個人投資家の株式市場への参加を促進し、もって日本経済の活性化に資するため、相続財産に係る上場株式等の非課税枠(相続人一人当たり500万円程度)を設ける。</p>	<p>団体</p>
<p>公募株式投資信託(特定株式投資信託が上場廃止されたものに限る)について租税特別措置法第9条の4の2の適用対象とすること</p>	<p>現在、租税特別措置法第9条の4の2が適用されていない公募株式投資信託(特定株式投資信託が上場廃止されたものに限る)について同条の適用対象とし、ETF償還時に法人受益者が受取る償還代金に係る支払いの取扱者の源泉徴収を免除すること。</p>	<p>団体</p>
<p>上場取得条項付新株予約権付社債の取得事由の発生により取得対価として株式以外の資産が交付される場合であって、当該上場取得条項付新株予約権付社債について譲渡損失が生じる場合には、当該譲渡損失を租税特別措置法第37条の12の2の適用対象とすること</p>	<p>上場取得条項付新株予約権付社債の取得事由の発生により取得対価として株式以外の資産が交付される場合であって、当該上場取得条項付新株予約権付社債について譲渡損失が生じる場合には、当該譲渡損失を租税特別措置法第37条の12の2の適用対象となっていないが、これを適用対象としていただきたい。</p>	<p>団体</p>

<p>公募株式投資信託(特定株式投資信託が上場廃止されたものに限る)及び外国籍の上場証券投資信託等について租税特別措置法第9条の4の2の適用対象とすること</p>	<p>○公募株式投資信託(特定株式投資信託が上場廃止されたものに限る)について租税特別措置法第9条の4の2の適用対象とすること  現在、特定株式投資信託の償還時の課税については、その他の株式投資信託と同様に、個人投資家について個別の受益証券に係る設定時の取得元本にかかわらず譲渡益課税とされ、法人受益者については本来、配当所得とされており、しかしながら、特定株式投資信託は市場で取引されていることから、転々流通する度に取得元本を引継ぐことは困難です。このため、これまで特定株式投資信託の償還時には、現物との交換が可能であるか否かを問わず全ての受益証券を指定証券会社が時価で買取っている状況です。なお、この買取り行為自体が受益者側の協力を必要とする行為であるため、償還後、数年が経過しても全ての受益証券の買取りが終了していない例もある。このため、公募株式投資信託(特定株式投資信託が上場廃止されたものに限る)について、本規定の対象となるよう要望いたします。</p> <p>○外国籍の上場証券投資信託等について租税特別措置法第9条の4の2の適用対象とすること  現在、措法第9条の4の2については、「国内において支払を受ける」収益の分配に限定する規定振りとなっています。このため、外国籍の上場証券投資信託等について、当該上場証券投資信託等の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配は、本規定の対象となっていません。つきましては、外国籍の上場証券投資信託等についても、本規定の対象となるよう要望いたします。</p>	<p>団体</p>
<p>特定口座年間取引報告書、支払調書又は支払通知書における国外投資信託等又は国外株式の「配当等の額」等の記載について、外国所得税を控除した額に統一すること</p>	<p>国外投資信託等又は国外株式等の配当等に係る特定口座年間取引報告書に記載する「配当等の額」、支払通知書及び支払調書に記載する「配当等の金額」に記載する金額については、税法上の規定及び税務執行当局の解釈等により現状以下のとおりとなっていると伺っております。</p> <p>◎特定口座年間取引報告書  「外国所得税の額」を含めた総額で記載</p> <p>◎支払調書  「外国所得税の額」を含めた総額で記載</p> <p>◎支払通知書  「外国所得税の額」を控除した純額で記載</p> <p>納税者は、これら特定口座年間取引報告書、支払通知書を確定申告書に添付のうえ、確定申告などに利用することとが、「配当等の額」の表示額が異なることとなるため、顧客に混乱を招く懸念がございます。このような現状は是正されるべきであると考えますが、税務執行当局からは本件については是正措置が必要な場合は、税制改正要望をされたしとの示唆があったため、当該示唆に応じて税制改正要望を行うものでございます。</p>	<p>団体</p>
<p>高齢者層から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する観点から、株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相当額」、「課税時期から起算して1年前の日までの間のうち最も低い最終価格」、「相続・贈与の日から申告をする日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置等を図ること</p>	<p>高齢者から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する観点から、株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相当額」、「課税時期から起算して1年前の日までの間のうち最も低い最終価格」、「相続・贈与の日から申告をする日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置等を講じていただきたい。</p>	<p>団体</p>

道府県民税の利子割制度を廃止すること	複雑な記帳作業及び交互計算等に係る事務手続の簡素化のため、昭和62年税制改正前の源泉所得税のみの方式に戻し、利子割制度を廃止されたい。	団体
0	金融商品取引所に上場される利子の支払われない(外国投資法人債券を含む)投資法人債券(割引の方法により発行されるものを除く。)を投資証券と所得税、及び、租税特別措置法上、上場される投資証券と同じ扱いとすること(特定口座に受け入れられるようにすること)	個社
ベンチャー企業への投資促進税制	<p>英国では、ベンチャー・キャピタル・トラストという上場投信に関する制度が1995年に整備されている。これは、ベンチャー企業に対する個人投資家の間接投資を促進するための仕組みであり、具体的には、個人投資家がこのベンチャー・キャピタル・トラストに対して投資を行い、当該ベンチャー・キャピタル・トラストがまとめた資金をベンチャー企業に対して投資を行うものである。</p> <p>英国では、ベンチャー・キャピタル・トラストを通じて投資を行う場合、当該ベンチャー・キャピタル・トラストから発生する配当や譲渡益が非課税となるなど、個人投資家には、さまざまな税制上の恩典が与えられている。このような仕組みにより、個人投資家が、ベンチャー企業に対して、リスク・マネーを円滑に供給することができ、ベンチャー企業と個人投資家を繋ぐ金融仲介機能が果たされているとも言われている。</p> <p>日本においても、ベンチャー企業と個人投資家を繋ぐ仕組みとして、いわゆるエンジェル税制といわれるものがあるが、個人がリスク・マネーをより供給しやすい環境とするために、英国のベンチャー・キャピタル・トラストを参考とし、ベンチャー・キャピタル・トラストを通じた投資額の一定額を寄附金控除の対象とすること等の仕組みを整備していただきたい。</p>	個社
金融所得課税の一体化の考え方には反対	<p>大綱の「基本的な考え方」で示されている通り、我が国は少子高齢化社会を迎え貯蓄率が顕著な低下傾向を示すようになり、金融資産の有効活用により経済の活力を維持しようとする「貯蓄から投資へ」の構造改革が進められてきた。この「基本的な考え方」で「金融商品間の課税の中立性の要請」や「一般投資家が投資しやすい簡素で中立的な税制を構築する観点から現行の分離課税制度を再構築する」との方向性から導入を検討している金融所得一体化課税制度は、金融所得内での損益通算の範囲を拡大して一定の条件のもとすべての金融所得間の損益通算を可能とした分離課税方式により課税するという考え方である。しかし、個人所得税は、担税力に応じた税負担を分かち合うという総合課税を原則としている。分離課税での課税方法は、本来負担すべき税額が軽減され、逆に税負担が本来よりも加重されたりするケースが生じ、総じて高額所得者に有利に作用することとなる。これは、租税法の基本原則である公平性の原則に反している。「貯蓄から投資への誘導」という一時的な政策上の理由により、公平性の原則を犠牲にし、継続的に適用されるべき所得税法の理念を歪ませ、不公平な税制を助長させるような金融所得一体化課税は行うべきではない。</p>	団体
金融所得課税の一元化の推進	金融所得について、実務面の課題に十分に配慮しながら、損益通算の範囲拡大および損失繰越の容認など、一元的に課税を行う制度の実現に向けた検討を推進すること	団体

<p>包括的な金融所得一体課税と損益通算制度の拡充</p>	<p>1. 公社債関連所得に係る申告分離課税制度の導入と発行体による源泉徴収義務の免除: 仕組債も含めて債券に関する所得分類は、利子所得、雑所得、譲渡所得、非課税所得、譲渡損失をなかつたとみなす規定など多岐にわたる複雑な税制になっており、税制の簡素化を行う事。また、申告分離課税を行なうことを前提に、発行体による利子の源泉税課税を免除し、個人投資家が保有する公社債を非課税玉として取り扱うことを認めること。これにより、非課税玉中心の公社債市場への個人投資家の参加が可能となる。</p> <p>2. 金融所得一体課税の取引対象の拡充: 株式等の譲渡損益と配当所得の損益通算は認められているが、デリバティブ取引、公社債関連所得、外貨建取引から生ずる為替差損益等を金融所得一体課税の対象取引に加えることにより、個人の資金運用に対する課税の簡素化が図られる。</p> <p>3. 公社債の保護預り証券業者等を源泉徴収義務者とみなす規定の創設と源泉分離課税制度の創設: 上記1は、公社債関連所得に係る申告分離課税制度の導入要望であるが、公社債関連所得並びに他の金融所得についても株式関連所得と同様、証券業者の特定口座における源泉分離課税制度の導入を要望。</p> <p>4. 公社債投資信託と株式投資信託の課税上の取扱いの一本化: 外貨建MMFは、公社債投資信託としてMMFの解約については非課税とされるが、一昨年以降の利回り急低下と円高により多額の含み損を有し、当該含み損を実現させても現行所得税法上、なかつたものとされるため、含み損を抱えたまま外貨建MMFを保有している投資家の存在が想定される。他方、グローバル・ソブリン・ファンドなどその本質は公社債投資信託であるにもかかわらず、いわゆる株式投資信託として取り扱われ、株式関連所得との損益通算を認めるなど、外貨建MMFと異なる取り扱いがなされている。外貨建MMFのように円貨ベースで元本毀損リスクを有する投資信託を公社債投資信託の定義から除くことにより、株式関連所得との損益通算が認められるよ</p>	<p>団体</p>
<p>金融所得課税の一元化</p>	<p>区分毎に税率が分かれている金融所得について、多様な金融商品を幅広く捉えて課税方式の均衡化を図るとともに、損益通算の対象範囲を非上場株式等に拡大すべきである。</p>	<p>団体</p>
<p>個人投資家による、金融商品取引所で行われる先物取引等への投資を促進する税制措置の拡充</p>	<p>一般の個人が、資産運用の手段として、より一層の投資を行い得る環境を整備する観点から、上場株式等の譲渡損益との通算対象に金融商品取引所で行われる先物・オプション取引により生じた取引損益を加えることを要望いたします。</p>	<p>個社</p>

<p>金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平かつ中立に取扱うため、幅広く金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、当該通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認め、個人投資者がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること</li> <li>2. 特定口座において上記1. に係る損益通算の拡大措置を認めること</li> <li>3. 上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の調整を図る措置を講じること</li> <li>4. 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を3年間から7年程度に延長すること</li> </ol> <p>(注1)上記1及び2を実施するに当たっては、投資家及び証券会社等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること。  (注2)公社債及び公社債投資信託に係る譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、それに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること。また、公社債に係る損益通算については、公社債の種類を限定するのではなく、私募債、仕組債などすべての公社債を対象とすること。  (注3)非課税主体(非居住者又は外国法人及び金融機関等)が利払日に保有している公社債の利子については、前所有者の属性にかかわらず、当該利払日に係る利子の計算期間すべてについて源泉徴収を免除(非課税)とすること。  (注4)金融所得課税の一体化の進展に配慮した上で、納税者の利便性の向上や事務の負担を考慮し、納税全般の利便性向上に寄与する何らかの番号の活用について検討されることが望ましい。</p>	<p>団体</p>
<p>上場株式等に係る譲渡損失に関しては繰越控除のみならず繰戻し還付の請求をすることも認め、これらの適用対象については、非上場株式についてもその範囲に含めること</p>	<p>上場株式等に係る譲渡損失につき、金融所得一体課税の観点から譲渡所得と配当所得の損益通算が平成20年度税制改正で平成21年分から導入され、繰越控除制度以外に手当されることとなった。  しかし、繰越控除制度創設の趣旨、暦年課税制度の欠陥、及び昨今の証券市場の混乱を考慮して、総合課税となる純損失の繰戻し還付制度と同様に、申告分離課税となる上場株式等の株式譲渡損失についても繰戻し還付の請求を認められたい。なお、非上場株式の譲渡によって生じた損失についても、上記趣旨を踏まえ、譲渡損失の繰越し及び繰戻し還付の請求を認められたい。</p>	<p>団体</p>
<p>各種金融資産間の課税の実質的権衡の確保等</p>	<p>金融所得課税の一体化を推進するにあたっては、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図り、金融資産間の有利・不利につながることをないよう十分に配慮いただくことを要望する。  また、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、実務面から十分な検討を行い、個人の納税の事務負担や商品を提供する金融機関の事務負担等に十分配慮し、納税者や金融機関の事務負担等に配慮した受入可能な実効性のある制度とするとともに、その導入にあたっては、納税者への周知徹底や金融機関におけるシステム対応等に十分な準備期間を設けることを要望する。</p>	<p>団体</p>
<p>金融所得課税の一体化の推進等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認める、いわゆる「金融所得課税の一体化」をさらに推進していくことを要望する。</li> <li>2. その際、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、預金等をはじめとする各金融商品の特性を考慮し対象範囲を順次拡大することも想定されることから、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な、実効性の高い制度とすることを要望する。</li> </ol>	<p>団体</p>

金融所得課税の一体化の推進等	<p>金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金・合同運用信託等を含め損益通算を幅広く認める、いわゆる「金融所得課税の一体化」をさらに推進されたい。特に、その際、合同運用信託の商品性が、預金や投資信託と類似している点に鑑み、源泉徴収不適用等を含め、その類似した商品との課税上の均衡を図ることとされたい。</p> <p>その際、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、預金等をはじめとする各金融商品の特性を考慮し対象範囲を順次拡大することも想定されることから、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な、実効性の高い制度とされたい。</p>	団体
金融所得課税の一体化の推進	<p>○金融所得課税の一体化を推進するに当たっては、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、実務面における十分な検討を踏まえ、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めることを要望する。</p> <p>○金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関の事務負担面等でも受入れ可能な実効性の高い制度とするとともに、その導入に当たっては、納税者への周知や金融機関におけるシステム対応に十分な準備期間を設けることを要望する。</p>	団体
店頭FX取引に対する分離課税及び損失の繰越控除の適用	<p>損益通算という観点では、個人投資家による積極的な市場参加を促すためにも、FX取引と他の金融商品との損益通算の検討も併せて要望いたしたい。</p>	個社
生命保険業の法人事業税の現状課税方式維持	<p>生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持することを要望します。</p>	団体
法人事業税の現行課税方式の継続	<p>既に収入金額を課税標準(100%外形標準課税)としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること</p>	団体
少額短期保険業者に係る法人事業税に関する措置	<p>少額短期保険事業者の法人事業税に関しては、平成18年3月31日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、所定の収入金額に2分の1を乗じた金額を控除することとされている。</p> <p>少額短期保険業者の状況その他に鑑み、事業者全体が黒字体質化が達成することが期待できる時期まで、当該軽減措置を引き続き適用することが相当であると思料する。</p>	団体
破綻保険会社から協定銀行が土地を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の恒久化	<p>破綻保険会社から協定銀行が土地を取得した場合の不動産取得税の非課税措置を恒久化すること、少なくとも措置期間を延長することを要望します。</p>	団体
破綻保険会社からの協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置	<p>破綻保険会社からの協定銀行への資産移転に係る不動産取得税を非課税措置とすること</p>	団体

地震保険料控除の対象となる損害保険契約の対象拡充について	<p>所得税法第77条第2項、地方税法第34条五の三および第314条の2五の三に規定する損害保険契約等に、保険業法第2条第18項に規定する少額短期保険業者が締結する損害保険契約を含めることを要望する。</p> <p>地震保険料控除は、地震災害への備えの国民の自助努力の促進を目的として創設されたものである。</p> <p>ところが、この目的に沿って地震災害への備えとして保険に加入しようとする保険契約者が、その保険契約を損害保険会社と締結した場合には地震保険料控除を受けられるにもかかわらず、その保険契約を少額短期保険業者と締結した場合にはその控除を受けられない状況である。</p> <p>少額短期保険業者と損害保険会社との間には免許制度と登録制度という違いこそあれ、どちらも保険業法に基づき、内閣総理大臣の適切な監督を受ける保険事業者であることから、地震保険料控除の取扱についても同様の措置を求めるものである。</p> <p>制度創設の目的に沿って保険に加入しようとする保険契約者間の公平を担保し、地震災害による損失への備えにかかる国民の自助努力を促進するために、本措置を要望する。</p>	団体
死亡保険金の相続税非課税限度額拡充	<p>遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額(「法定相続人数×500万円」)に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算することを要望します。</p> <p>なお、相続税の課税ベース等が見直された場合において、少なくとも現行の非課税限度額の水準を維持すること</p>	団体
死亡保険金の相続税非課税限度額拡充	<p>遺族の生活資金を確保するため、死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算することを要望します。</p> <p>なお、相続税の課税ベースが見直された場合においても、新たな非課税限度額は、現行制度に加算分を加えた水準とすること。</p>	団体
自動車保険に関わる制度の改定	<p>自動車の自賠責保険料、任意保険料を所得控除の対象とすべきである。</p>	団体
国際的な金融取引の円滑化(イスラム金融)	<p>わが国金融・資本市場の競争力強化等の観点から、イスラム債(スクーク)における収益分配金を利子として取扱うなど、取引の実質を踏まえた税制上の措置を講じられたい。例えば、特定目的信託に対する税制措置等が考えられる。</p>	団体
スクーク(イスラム債)に対応した非居住者非課税制度の創設	<p>日本においても、イスラム金融に対応できるよう、税制の整備を要望する。例えば、昨年度の税制改正により、非居住者等が受取る振替社債等の利子・償還益の非課税制度が導入されたが、スクーク(イスラム債)の収益分配も、実質的に社債利子と同等に考え、非居住者非課税制度に組み入れられるよう要望する。(背景等は7.参照)</p>	団体
国際的な金融取引の円滑化(イスラム金融)	<p>わが国金融・資本市場の競争力強化等の観点から、例えばイスラム債(スクーク)における収益分配金を利子として取り扱うなど、取引の実質を踏まえた税制上の措置を講じることを要望する。</p>	団体

債券現先取引に係る利子の課税の特例の拡充	<p>国外の金融市場間において有価証券貸借取引を行う際に源泉課税を適用するケースは非常に稀であり、現状の税制は本邦と国外の金融市場間における取引を行う場合の阻害要因になっています。その為、以下の2点を関係法律条項に拡充することで国際取引の活性化を図るべく改正を要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－対象取引に有価証券貸借取引を加える(従って所得税の免除対象に当該取引から生じる品貸料や現金担保から生じる利子を含める)</li> <li>－対象有価証券に振替地方債並びに振替社債、外国法人が発行し、又は保証する債券、及び上場株式等を加える</li> </ul>	団体
外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の非課税制度を拡充すること	<p>外国金融機関等(銀行業、金融商品取引業、保険業を営む外国法人、外国中央銀行及び国際機関)が国内の特定金融機関等(いわゆるネットिंग法の適用対象とされている者及び日本銀行)との間で行う振替国債等の買戻又は売戻条件付売買取引(債券現先取引)について、特定金融機関等から受け取る貸付金の利子は、一定の要件の下で非課税となっている。次のとおり本非課税制度を拡充することを要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 対象証券の範囲の拡大 振替地方債、振替社債等及び振替株式を追加すること。</li> <li>② 対象取引の範囲の拡大 有価証券貸借取引を追加すること。</li> <li>③ 非課税対象となる利子等の範囲の拡大 証券貸借取引に係る現金担保利子及び品貸料を追加すること。</li> </ol>	団体
外国法人および非居住者に対する課税方式を総合主義から帰属主義へ変更することについて	日本国内に恒久的施設を有する外国法人および非居住者について、その課税方式を総合主義から帰属主義に変更すること。	団体
振替社債等及び民間国外債の利子等の非課税制度の適用を受けない「特殊関係者」から、当該社債等の発行者のグループ会社である海外証券業者等を除外すること	<p>発行者の「特殊関係者」については、振替社債等及び民間国外債の利子等の非課税制度の適用を受けないこととされているが、当該特殊関係者から、当該社債等の発行者のグループ会社である海外証券業者等(海外当局から規制を受ける海外証券業者等をいう。以下同じ。)を除外していただきたい。</p> <p>また、特定民間国外債の要件として、その引受契約等に、当該民間国外債の引受け等を行う者は、特殊関係者である非居住者又は外国法人に対して当該引受け等により取得させ、又は売り付けてはならない旨の定めがあることとしているが、この「特殊関係者」から民間国外債の発行者のグループ会社である海外証券業者等を除外されることを明確化していただきたい。</p>	団体
株式投資信託に係る外国税額控除制度の拡充	<p>国内契約型株式投信が保有する外国株の配当に係る外国所得税については、所得税法第176条において集団投資信託に係る外国税額控除規定が認められているが、平成21年度税制改正により、租税特別措置法第9条の3の2(上場株式等の配当等の源泉徴収義務等の特例)により源泉徴収義務者のみなし規定が導入されたことにより、源泉徴収義務者とみなされる支払の取扱者が源泉徴収義務者となる契約型国内株式投信について、収益分配額から控除する所得税から差し引く外国税額控除制度が実務上、適用できない状況となったため、所得税法施行令第300条第2項「法第181条又は第212条の規定により所得税を徴収する際、その徴収して納付すべき所得税の額から控除するものとする。」という規定に、租税特別措置法第9条の3の2において支払の取扱者が当該上場株式等の交付をする際に準用する旨の規定を加えるか、若しくは、投資信託の信託財産について納付した外国所得税の額について、申告分離課税上、外国税額控除の適用が可能となるよう、税制改正を要望する。</p>	団体

<p>海外投資家に対する不動産関連法人株式の譲渡益課税</p>	<p>不動産関連法人株式の譲渡益課税における特殊関係株主等の範囲について、外国の組合契約における無限責任組合員の関係会社(例えば、その投資活動とは無関係のトレーディング目的で保有している証券会社の持分や日本の法人税の課税対象とする内国法人が保有する持分)の保有割合は当該組合契約における特殊関係株主等の範囲から除外すべきであるものと考えます。また、事務手続きに関連して、当該課税の対象となった場合、組合毎での申告を容認すること、不動産関連法人の判定に関する適正化の措置を図ることを要望いたします。</p>	<p>団体</p>
<p>非居住者等への配当の支払いに関する租税条約の届出の簡素化</p>	<p>上場株式等の配当等に課される源泉所得税に対して租税条約の適用を届出る海外投資家及び支払いの取扱者の事務負担を軽減するため、投資家毎(措置法第9条の3の2に規定される株式数比例配分方式を採用しない場合においては銘柄毎)に作成が必要となる租税条約の届出書の作成事務を軽減し、例えば、米国のQI制度のように海外における支払の取扱者に対する届出をもって租税条約の適用を認める、又は、非居住者債券所得非課税制度のように(株式数比例配分方式の採用の有無に関わらず)国内の口座管理機関の所轄税務署に届出書を提出することをもって租税条約の適用を認めるような手続きの簡素化を図るべきものと考えます。</p>	<p>団体</p>
<p>地方債(証書方式)に係る非居住者貸付金利子非課税制度の創設</p>	<p>国債については、平成11年9月以降、海外投資家が国債に投資しやすくするための諸施策の一環として、非居住者・外国人(「非居住者」)に対し、振替国債の利子を非課税とする税制上の措置が講じられました。また、地方債についても、平成19年度税制改正において、非居住者等が受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度が創設され、平成20年1月から非課税措置が導入され、非居住者が受け取る債券利子についての非課税措置が整備されてきているところではあります。一方で、貸付金(債権)利子に係る非課税措置については未整備のままであり、原則20%の源泉課税がなされているところです。</p> <p>総務省の統計によりますと、市場公募地方債・銀行等引受地方債の発行残高(平成16年度末)は、合計で76兆2,502億円、そのうち20兆9,031億円は証書貸付の方法によるものとされており、将来における国債消化の不確実性が議論されているなか、地方公共団体に対する貸付金の利子について非課税措置を導入することについては、資金調達方法の多様化等の観点から必要性・妥当性があるものと考えます。</p>	<p>団体</p>
<p>租税特別措置法上の「内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」(第66条の6以下)に関して、「外国関係会社」への該当性を判断する租税特別措置法施行令第39条の16及び第39条の20等の適正化を図ること</p>	<p>「課税対象金額」(租税特別措置法第66条の6)を規定する租税特別措置法施行令第39条の16第2項第1号及び第2号イにおいて、「その総額」を「適用対象金額」に改める、または、外国関係会社の判定等について規定する租税特別措置法施行令第39条の20において、外国関係会社が事業年度の途中において剰余金の配当等を行っている場合には、当該剰余金の配当等に係る基準日の現況も考慮するように改めていただきたい。</p> <p>「間接特定課税対象金額」の判定について、内国法人の事業年度終了の時の現況によるのではなく、当該外国法人の剰余金等の配当等の支払に係る基準日を含む事業年度終了の時における現況としていただきたい。</p>	<p>団体</p>
<p>投資事業有限責任組合(IBLP)の外国投資家のPE認定免除措置にかかる手続きの簡素化</p>	<p>投資事業有限責任組合(IBLP)の外国投資家のPE認定免除措置の適用を受ける外国投資家は、国内源泉所得の金額等を記載した特例適用届出書を、毎年提出すべきとされている。</p> <p>一方、IBLPの業務執行組合員(GP)にも、投資事業有限組合にかかる組合員所得に関する計算書の提出義務が課されており、組合員別の収益費用の額等を毎年報告すべきこととされていることから(所得税法第227条の2)、GPが報告対象としているものについては外国投資家についての報告義務は免除することとする。</p>	<p>個社</p>

<p>匿名組合を通じた海外からの投資に係る課税上の取扱いを明確にすること</p>	<p>匿名組合は、我が国がパートナーシップと同一の制度を有していないこととあいまって、その代替的機能を果たす海外からの投資手段として、投資ファンド等の組成、ベンチャー投資事業、債権等の小口化、不動産証券化、PFI事業等に広く利用されている。平成21年度税制改正においても、日本国内に事業所等を置く組合を経由して我が国企業に投資する非居住者・外国法人組合員に係るいわゆる1号PE認定及び事業譲渡類似株式の譲渡益課税のルールの整備が進められているところである。商法における匿名組合の規定は、わずか8か条にとどまり、また、それ自体が納税者となることがないことから税法上は規定が設けられておらず、法的規制が非常に少ないことから「自由で使い勝手がいい」という長所がある反面、「税務上の取扱いが不明確で取引の安定性が確保されない」という欠点を抱えている。こうした状況は、パートナーシップに類似した法制度の整備と併せて解決されるべき問題とも考えられるが、現存する匿名組合制度に関する税務上の諸問題を先送りすれば、経済の発展、資本の国際移動を抑制しかねないと考えられるので、速やかに匿名組合に関する税制の更なる整備をされたい。</p>	<p>団体</p>
<p>移転価格税制について、独立企業間価格算定に当たっては、税務当局は公開情報のみに基づいて移転価格の更正を行うことができるよう明確にし、また算定に資する情報を開示すること</p>	<p>移転価格税制の執行に当たっては、納税者と税務当局は共通の情報を基礎とすべきであり、税務当局は公開情報のみに基づいて移転価格の算定を行う等の適切な執行が担保されるよう制度の整備をされたい。</p>	<p>団体</p>
<p>パートナーシップ等の海外の組織体に対する課税上の性格付けを明確にすること</p>	<p>パートナーシップ等の我が国に制度のない海外の組織体を通じて内国法人・居住者が投資を行った場合、又はそのような組織体が我が国に投資を行った場合の課税上の取扱いが明確化されていないため、これらの組織体の課税上の性格付けを明らかにされたい。特にパス・スルー課税とする場合と、組織体自体に課税する場合の区分基準を明確にされたい。また、我が国企業がこれらの組織体(パートナーシップ等)を通じて外国法人を保有している場合に、外国税額控除、外国子会社配当益金不算入制度、タックスヘイブン対策税制を適用する上での子会社又は孫会社以下の判定基準を明示されたい。</p>	<p>団体</p>
<p>国外での組織再編が行われた場合の我が国に在住する株主に係る課税関係の規定を明確にするとともに課税繰延措置の特例を受けられるようにすること</p>	<p>国外における組織再編等に対する課税関係の取扱いについて明確な規定を設けるとともに、特に株主に係る課税関係については特例措置を講じられることも検討されたい。</p>	<p>団体</p>
<p>外国法人から我が国の株主への資産の分配に関する課税関係を明確にすること</p>	<p>外国法人から我が国株主への資産の分配に係る課税関係について、明確で実務上対応可能な規定を設けることを検討されたい。</p>	<p>団体</p>
<p>タックスヘイブン対策税制について、外国関係会社の税負担率の計算上、一定の非課税所得に係る取扱いを明確にすること</p>	<p>タックスヘイブン対策税制において、外国関係会社の税負担率を算定する際の所得の金額は、当該外国関係会社の本店所在地国の法人税に関する法令の規定により計算した金額に、当該法令により当該法人税の課税標準に含まれないこととされる金額等を加算した金額と規定されている。外国関係会社が当該法令の規定により、将来に渡り課税所得に含まれない場合は、非課税所得として分母に加算し、課税の繰延や連結納税類似のグループ損益通算の場合は、加算が不要である旨を法令上明確にされたい。</p>	<p>団体</p>

<p>タックスヘイブン対策税制について、適用除外基準に関する法令上の規定を明確にするとともに、関係通達を整備すること</p>	<p>外国で正常な事業を営む法人にまで合算課税の可能性が指摘される昨今の状況にかんがみ、タックスヘイブン対策税制本来の制度趣旨を踏まえながら早急な対応を検討されたい。</p>	<p>団体</p>
<p>外国税額控除について、控除限度超過額等の繰越期間を7年程度に延長すること</p>	<p>昨今の経済状況より、国内における所得が不十分であること等を理由として、外国税額が控除できないことが多々生じており、企業の海外投資活動の制約となることも十分に考えられるため、繰越期間を7年程度に延長されたい。</p>	<p>団体</p>
<p>租税条約の濫用防止規定に係る源泉徴収義務者の責任の範囲を明確にすること</p>	<p>平成15年に改正された日米租税条約には、それまでになかった広範な濫用防止規定が盛り込まれたところである(第22条に規定された特典制限条項並びに第10条(配当)、第11条(利子)、第12条(使用料)及び第21条(その他所得)において規定されているいわゆる導管取引規定が該当)。また、その後改正、締結された日英租税条約及び日仏租税条約にも同様の濫用防止規定が盛り込まれている。こうした濫用防止規定は、いずれも租税条約の特典を受けることができる者又は所得に一定の要件を課すことにより、租税条約の濫用を防止することを目的としているものである。しかしながら、この濫用防止規定の適用に当たっては、源泉徴収義務者として条約相手国の居住者が一定の要件を満たした適格な居住者かどうかについて厳密に知り得る立場にない場合も十分に想定され、こうした場合には、結果的に、当該居住者が適格な居住者でなかったため源泉徴収義務を全うできなかったとして不納付加算税等が課せられるような事態も起こりうる場所である。こうした事態が起こらないよう、また、投資促進を趣旨とする租税条約の実効性が希薄化することがないよう、濫用防止規定の適用に際しての源泉徴収義務者の責任の範囲を国内法において明確にされたい。</p>	<p>団体</p>
<p>日米租税条約に規定された支店利子税や配当に係る外国税額控除の規定を明確にすること</p>	<p>日米租税条約においては、その第11条第10項において、米国税法上の支店利子税の対象となる金額につき、支店の所在地国を源泉地、本店を受益者とする利子とみなし、一定の免税対象になる場合を除いて源泉地国で課税されることが明記された。従来、支店利子税については我が国税法上の所得に対する課税ではないという理由により、外国税額控除の対象にはならないという議論があった。法人税法上、国内源泉所得に関して条約上に異なる規定がある場合の読替規定はあるが、国外源泉の「所得」について条約上の規定を国内税法上の規定に読み替える規定はない。日米租税条約上所得にかかる税として明記された支店利子税が、我が国税法上も所得を課税標準とする外国法人税に該当するものとして外国税額控除の対象になるのかにつき現行法令の運用上の指針を明確にされたい。</p> <p>また、日米租税条約においては配当の定義が新たに設けられ、支払者が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に扱われる所得をいうこととされた。この結果、我が国税法上は配当に該当しないが米国税法上は配当とみなされるもので米国法人が支払うものについても、条約上米国源泉の配当所得として米国側に源泉徴収による課税権が与えられている。</p> <p>このような「配当所得」に係る源泉税について日本側で外国税額控除の規定上どのように取り扱うか、すなわち、外国法人税に該当するか、控除余裕額の計算上国外所得が生じるか、現行法令の運用上の指針により明確にされたい。</p>	<p>団体</p>
<p>国際的な金融取引の円滑化(デリバティブ取引の現金担保関係)</p>	<p>金融機関等が行うデリバティブ取引に係るマスター契約および付随契約にもとづき授受する現金担保から生じる支払現金について、源泉徴収を免除することを要望する。</p>	<p>団体</p>

国際的な金融取引の円滑化(民外債等の特殊関係者の範囲の一部緩和)	民外債の利子等の非課税措置の対象外とされた特殊関係者の範囲について、例えば証券業務を営む海外現地法人を除外する等、その範囲を一部緩和することを要望する。	団体
国際課税の見直し	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国税額控除制度における繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間(現行3年間)を少なくとも7年に延長することを要望する。</li> <li>2. 外国子会社合算税制における出資比率変動等に係る二重課税の排除について適切な見直しを図ることを要望する。</li> </ol>	団体
国際的な金融取引の円滑化(デリバティブ取引の現金担保関係)	金融機関等が行うデリバティブ取引に係るマスター契約および付随契約にもとづき授受する現金担保から生じる支払現金について、源泉徴収を免除することを要望する。	団体
国際的な金融取引の円滑化(民外債等の特殊関係者の範囲の一部緩和)	民外債の利子等の非課税措置の対象外とされた特殊関係者の範囲について、例えば証券業務を営む海外現地法人を除外する等、その範囲を一部緩和することを要望する。	団体
国際課税の見直し	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国税額控除制度における繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間(現行3年間)を少なくとも7年に延長することを要望する。</li> <li>2. 外国子会社合算税制における出資比率変動等に係る二重課税の排除について適切な見直しを図ることを要望する。</li> </ol>	団体
特定目的会社の導管性要件に関する機関投資家の範囲の拡大	特定目的会社はその導管性要件を満たすため発行する特定社債を租税特別措置法第67条の14第1項第1号ロ(2)に規定される機関投資家によって保有されることが見込まれる必要がありますが、その機関投資家の範囲は金融商品取引法に定める適格機関投資家よりも狭いため、特定社債を通じて不動産市場への資金の出し手となるべき投資家の範囲を限定していることから、機関投資家の範囲を金融商品取引法上の適格機関投資家の範囲にまで拡大すべきであるものと考えます。	団体
投資法人等において一定程度の内部留保を可能とするための積立金の損金算入措置等の導入	投資法人及び資産流動化法上のSPC等(以下「ビークル」という。)には導管性要件が措置されており、ビークルの法人税等の計算において投資家への支払配当の損金算入が認められている。よって投資家へ配当しない利益が所得として課税されることとなる。 上記より、傾向として利益のほぼすべてを配当しており内部留保の少ないビークルにおいて、内部留保を可能とする措置を求める。	団体

<p>投資法人及び資産流動化法上のSPC等の税務と会計との取扱いの差異に基因する税負担を防止する手法の導入</p>	<p>投資法人及び資産流動化法上のSPC等(以下「ビークル」という。)には直接投資との中立性を図るとの観点から導管性要件が措置されており、ビークルの法人税等の計算において投資家への支払配当を損金算入することでビークル段階と投資家段階との2重課税を回避するための仕組みが講じられている。しかし、導管性要件を満たした場合でも、ビークルにおいて減損損失が発生するなど、税務と会計との取扱いに差異があり、税務上の所得が会計上の利益(支払配当)を上回った場合には、投資家へ配当することができない所得が残るため、当該所得に課税され、2重課税が発生する。 また、発生した法人税等の分だけ会計上の利益(支払配当)が減少するため、課税所得はさらに拡大することになる。 この結果、投資法人及び資産流動化法上のSPC等に税会不一致による課税が発生した場合、税会不一致の額に対して9割弱もの法人税等の額を支払う必要がある。 よって、2重課税発生を防止する措置の導入を求める。</p>	<p>団体</p>
<p>投資法人の導管性要件における投資口の国内募集割合を50%超とする要件の明確化</p>	<p>投資法人の投資口の国内募集割合を50%超とする要件については、発行の都度判定すべきものか、累計で判定すべきものかが明確でないため、発行体では規定を保守的に解釈し、発行の都度、海外募集割合を50%未満となるように工夫しており、最適な資金調達に支障をきたしている。 よって、本要件につき、募集の累計で判定されるよう求める。</p>	<p>団体</p>
<p>投資法人の導管性要件における投資口の国内募集割合を50%超とする要件の明確化</p>	<p>投資法人において、国内外の資金調達環境によっては100%海外での募集を可能とすべく、国内での募集を50%超とする要件は累計で判定されることを明確にすること。</p>	<p>団体</p>
<p>投資法人等の導管性要件における機関投資家の概念の拡大</p>	<p>投資法人等の導管性要件のうち、機関投資家の概念を金融商品取引法上の適格機関投資家概念と同一のものとする。 上記が不可能な場合であっても、機関投資家の要件(租税特別措置法施行規則第22条の18の4第1項第3号イ)から、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の提出を必要とする要件を除外する。</p>	<p>個社</p>
<p>投資法人等における会計と税務の取扱いの差異により生ずる法人税負担の軽減措置の導入</p>	<p>会計と税務の取扱いの差異により投資法人に税額が生じることが想定される場合において、払い出しを行えば課税所得を減額できる効果的な措置を導入する。たとえば、利益を超える金額の分配のうち、課税所得の額に達するまでの金額は全額みなし配当とする。 特定目的会社等の他の導管体の出資の払い戻し等についても同様の措置とする。</p>	<p>個社</p>
<p>Jリート・SPCに係る不動産取得税の課税標準の特例の延長</p>	<p>Jリート・SPCが不動産を取得した場合の不動産取得税の軽減措置(Jリート・SPCの不動産取得に対し、不動産取得税の課税標準額を3分の1に軽減)の適用期限(2010年度まで)を延長すべきである。</p>	<p>団体</p>

<p>投資法人及び資産流動化法上のSPC等の不動産取得の際に設けられている不動産取得税の軽減措置の延長</p>	<p>現在、投資法人および資産流動化法上のSPC等の不動産取得に対し、不動産取得税の課税標準が1/3に軽減される措置が設けられているが、適用期限が平成23年3月31日までとされている。本軽減措置により投資法人および資産流動化法上のSPC等が実物不動産を取得する場合と信託受益権を取得する場合とのイコールフットイングが図られている。よって本軽減措置の適用期限の延長を求める。</p>	<p>団体</p>
<p>資産流動化関連税制の拡充</p>	<p>特定目的会社(SPC)と投資法人の両者(以下、「SPC等」という)の不動産取得に係る不動産取得税等を非課税とすること。少なくとも、現行の不動産取得税の軽減措置の適用期限(平成23年3月末)を延長すること。</p>	<p>団体</p>
<p>不動産関連税制の総合的見直し</p>	<p>以下の不動産関連税制の総合的見直しを図ることを要望します。  ①地価税および土地重課制度の撤廃、固定資産税の引き下げ  ②不動産取得税の廃止、登録免許税の軽減  ③特定資産の買換特例の拡充  ④不動産流動化に係る登録免許税および不動産取得税の廃止  ⑤固定資産税課税事務の簡素化  ⑥固定資産税の評価プロセスの透明性向上および自治体による課税事務の標準化</p>	<p>団体</p>
<p>投資信託等に係る不動産取得税の特例措置の延長</p>	<p>投資信託、投資法人および特定目的会社が不動産を取得する際の不動産取得税に係る課税標準の特例措置の適用期限(平成23年3月末)を延長されたい。</p>	<p>団体</p>
<p>不動産投資法人等に係る不動産取得税の課税廃止、又は軽減税率の適用期間を延長すること</p>	<p>現在、不動産を主たる投資対象とする投資法人等に課されている不動産取得税について、課税を廃止すること。又は、現行の軽減税率について、不動産を主たる投資対象としている投資法人等の市場規模が一定額以上となるまでの間、延長すること。</p>	<p>団体</p>
<p>投資法人の不動産取得税軽減措置に関する要件の明確化</p>	<p>投資法人等の不動産取得税軽減措置と登録免許税軽減措置の適用要件が異なっている。当該要件の差異が単に表現の差異であれば、両者を統一することにより、軽減措置適用の明確化を図っていただきたい。</p>	<p>個社</p>
<p>資産流動化関連税制の拡充</p>	<p>SPC等を通じた資産流動化における質権・抵当権の設定に係る登録免許税の特例措置を恒久化すること。少なくとも適用期限(平成23年3月末)を延長すること。</p>	<p>団体</p>
<p>非営利団体に対する寄付を目的とする信託に関する税制措置(日本版ブランド・ギビング信託の創設)</p>	<p>計画的に寄付することを目的とする信託(ブランド・ギビング信託)について、寄付仲介機能を十分発揮できるように、寄付金控除の扱いや運用収益等の非課税扱い等の所要の税制措置を講じられたい。  また、寄付をしやすくする環境整備の観点から、「寄付金控除における繰越控除制度」や「寄付を目的とする有価証券や不動産等の処分に係る譲渡益に対する非課税制度」についても、併せて措置を講じられたい。</p>	<p>団体</p>

信託機能を活用した、子、孫等への将来の教育資金の贈与について、贈与税の課税繰延等の所要の税制措置を講ずること(教育資金贈与信託の創設)。	信託の機能を活用し、払い出しを教育資金に限定した信託スキームを使って子、孫等へ贈与を行った場合について、贈与税の課税繰延等の所要の税制措置を講じられたい。	団体
受益権が質的に分割された信託に係る税制措置	信託受益権が質的に分割された受益者等課税信託の課税関係を明確化する観点から、所要の税制上の措置を講じられたい。なお、税制上の措置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとするにとされたい。	団体
事業承継税制の信託への適用	株式の信託を利用した事業承継について、非上場株式等に係る相続税および贈与税の納税猶予制度の適用対象とすることとされたい。	団体
受益者連続型信託の課税の特例からの適用対象の見直し	例えば、家族の扶養のための給付や資産承継を目的とする信託であって、信託設定時に信託受益権の内容が確定している受益者連続型信託については、受益者連続型信託の課税の特例の適用対象から除外されたい。	団体
信託に係る損失算入制限措置の適用除外	受益者が単独である信託においては、信託方式も他の方式と同様に事業のリスクを全て受益者が負担するにもかかわらず、信託を利用した場合についてのみ損失算入が制限されることは著しく権衡を欠き、信託の利用が阻害されることになる。以上のことから、受益者単独の信託については、いわゆる損失算入制限措置を適用しないこととされたい。	団体
公益信託について、公益社団法人等に比して劣後しない税制措置	公益信託の制度および税制の検討にあたっては、公益信託の活用・発展が図られるよう、拠出時の寄附金控除および寄附金の損金算入、運用収益の非課税措置等について、公益信託が公益社団法人・公益財団法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じられたい。	団体
確定拠出年金に係る税制措置の見直し	①年金確保支援法案に記された従業員の掛金拠出(マッチング拠出)の早期実現を図ること、②拠出限度額のさらなる引上げを行うこと、③資産の中途引出し要件を緩和すること、④加入対象者を拡大すること	団体
確定拠出年金制度に係る税制措置	・拠出限度額の水準を引き上げること ・制度上企業型における従業員拠出を認め、税制上の措置を講じること	団体
確定拠出年金税制の見直し	個人型確定拠出年金の加入対象者を確定給付型の企業年金のみを実施し企業型確定拠出年金は実施していない企業の従業員まで拡大すること等、確定拠出年金の対象者を拡充することをあわせて要望する。	団体
確定給付企業年金における従業員拠出についての掛金所得控除制度を創設すること	企業の拠出に加えて、自助努力によっても当該減少分を補う給付額が確保できるよう、確定給付企業年金における従業員拠出掛金についての所得控除制度を設ける措置を講じられたい。	団体

<p>確定拠出年金における従業員拠出の拡充および拠出限度額を引上げ等</p>	<p>(1) 公的年金を補完し、国民の老後生活の安定を図るための自助努力を奨励する観点から、企業の拠出に加えて、従業員による非課税拠出を認める措置を講じられたい。 この際、拠出限度額の内枠かつ企業拠出の範囲内との条件が付される場合は、制度内容により従業員拠出額が少額となる場合があるため、自助努力により、老後生活に十分な給付額を確保できるよう、例えば、企業拠出の外枠での拠出を可能とする等の措置を講じられたい。 (2) 拠出限度額を更に引上げる措置を講じられたい。 (3) 審議未了のまま継続審議となった「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案」に含まれる企業年金関連の措置については、例えば以下の項目のように、公的年金の補完、国民の老後生活の維持・安定および制度の利便性向上の観点から重要な項目が含まれているため、早期実現を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金における資格喪失年齢の65歳への引上げ</li> <li>・確定拠出年金における中途引出要件の緩和</li> <li>・国民年金基金の加入年齢の引上げ</li> <li>・確定給付企業年金における事業所脱退に係る掛金の一括拠出要件の明示</li> </ul>	<p>団体</p>
<p>退職一時金制度から確定拠出年金への一括資産移換</p>	<p>退職一時金制度を減額もしくは廃止することにより企業型確定拠出年金を導入する場合には、受給権保護のための積立金早期充実および加入者の運用機会逸失の回避の観点から、一括で資産移換を行うことを可能とする措置を講じられたい。</p>	<p>団体</p>
<p>企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について支給要件を緩和すること</p>	<p>企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について、年齢および資産額に関わらず支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望します。</p>	<p>団体</p>
<p>企業型確定拠出年金制度における退職時脱退一時金の支給要件緩和</p>	<p>企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について支給要件を緩和することを要望します。</p>	<p>団体</p>
<p>特別法人税の撤廃</p>	<p>企業年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。</p>	<p>団体</p>
<p>確定拠出年金制度に係る税制措置</p>	<p>確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること</p>	<p>団体</p>
<p>確定拠出年金に係る退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃</p>	<p>法人税法第84条第1項に規定する退職年金業務等に係る退職年金等積立金に対する法人税(いわゆる特別法人税)を撤廃していただきたい。</p>	<p>団体</p>
<p>確定拠出年金税制の見直し</p>	<p>確定拠出年金について運用時非課税を実現し、国際的に見劣りのない制度とする観点から、退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃することを要望する。</p>	<p>団体</p>
<p>特別法人税の撤廃</p>	<p>公的年金の補完、国民の老後生活の維持・安定という社会的要請に応じていくため、企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃する措置を講じられたい。 併せて、勤労者の安定した生活を確保するために勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金の積立金に係る特別法人税についても撤廃する措置を講じられたい。</p>	<p>団体</p>
<p>特別法人税の撤廃</p>	<p>公的年金制度を支える企業年金制度(確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度、適格退職年金制度)および確定拠出年金制度等の積立金にかかる特別法人税を撤廃することを要望します。</p>	<p>団体</p>

<p>平成24年3月末以前に受給権取得済みである適格退職年金契約の年金受給者に対して税務取扱上の不利益が発生しないための措置</p>	<p>平成24年3月末以前に受給権取得済みである適格退職年金契約の年金受給者および繰延者に対して平成24年4月以降に税務取扱上の不利益が発生しないよう措置を講ずることを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金について公的年金等控除を適用する取扱いの継続</li> <li>・一時金および選択一時金を退職手当等とみなす取扱いの継続</li> <li>・遺族が受け取る年金について所得税を課さない取扱いの継続</li> </ul>	<p>団体</p>
<p>確定拠出年金に係る税制上の措置</p>	<p>確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること</p>	<p>団体</p>
<p>特別法人税の撤廃</p>	<p>公的年金制度を補完する企業年金制度(確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度、適格退職年金制度)および確定拠出年金制度の積立金に係る特別法人税を撤廃することを要望します。 また、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税を撤廃することを要望します。</p>	<p>個人</p>
<p>適格退職年金制度の円滑な移行を行うための所要の措置を講じること</p>	<p>平成24年度に廃止される適格退職年金制度について、企業年金制度等への円滑な移行を行うため、および移行に伴う既受給者等の不利益回避のため、税制上の措置を含めた適切な対応をとること</p>	<p>団体</p>
<p>適格退職年金から確定給付企業年金、確定拠出年金への円滑な移行および移行後の制度での健全な財政運営を可能とする措置</p>	<p>例えば、以下の措置を講じられたい。</p> <p>①適格退職年金から確定給付企業年金への移行時の過去勤務債務の一括拠出 確定給付企業年金に移行する際に、適格退職年金での過去勤務債務(注)について一括拠出を可能とし、移行後の確定給付企業年金において、健全な財政運営を可能とするなど、適格退職年金からの制度移行時において、企業の意図が十分に反映されるような措置を講じられたい。</p> <p>②閉鎖型確定給付企業年金の制度終了時の残余財産の取扱 確定給付企業年金法第83条第1項で定める「規約型確定給付企業年金の終了」の規定においては、閉鎖型確定給付企業年金で想定される「給付の終了」は終了要件となっていないこと、また残余財産の取扱いが明確化されていないことに問題があり、適格退職年金から確定拠出年金等への移行に際し懸念材料となっている。給付の終了をもって制度が終了することを確定給付企業年金法に規定するとともに、加入者および受給者が存在しなくなった場合には、他の利害関係者が事業主しか存在しないことから、適格退職年金と同様に残余財産を事業主へ返還する措置を講じられたい。 (注) 過去勤務債務とは、年金制度導入以前の勤務期間を加入期間に算入することによって発生する債務のこと。なお、制度導入後に給付の改善、給付水準の改定などが行われた場合にも発生する。</p>	<p>団体</p>
<p>平成24年3月末以前に受給権取得済である適格退職年金契約の年金受給者および繰延者に対して平成24年4月以降に税務取扱上の不利益が発生しないよう措置を講ずること</p>	<p>平成24年3月末以前に受給権取得済である適格退職年金契約の年金受給者および繰延者に対して平成24年4月以降に税務取扱上の不利益が発生しないよう措置を講ずることを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金について公的年金等控除を適用する取扱いの継続</li> <li>・一時金および選択一時金を退職手当等とみなす取扱いの継続</li> <li>・遺族が受け取る年金について所得税を課さない取扱いの継続</li> </ul>	<p>団体</p>

<p>過去勤務債務に係る事業主掛金についての一層の弾力的な取扱いの容認</p>	<p>確定給付企業年金、厚生年金基金および適格退職年金における過去勤務債務の償却について、制度の財政状況及び事業主の負担能力に応じた弾力的な償却を可能とする措置を講ぜられたい。そのため、例えば、以下の措置を講じられたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去勤務債務の一括償却の導入</li> <li>・過去勤務債務の弾力償却幅の拡大</li> <li>・過去勤務債務の定率償却による弾力償却の導入</li> <li>・基金型確定給付企業年金における予算に基づく特例掛金の一層の弾力的な償却</li> </ul> <p>また、確定給付企業年金、厚生年金基金における非継続基準に係る積立不足に伴う特例掛金の決算日翌年度の掛金に対して追加拠出を可能とする措置を講じられたい。</p>	<p>団体</p>
<p>確定給付企業年金、適格退職年金および確定拠出年金における遺族給付の相続税非課税化</p>	<p>遺族の生活の安定を図り、課税の不公平を解消し年金制度の選択を可能にする観点から、確定給付企業年金、適格退職年金および確定拠出年金における遺族給付について、厚生年金基金と同様に相続税を非課税とする措置を講じられたい。</p>	<p>団体</p>
<p>貸倒れに係る税務上の償却・引当基準の見直しおよび欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の拡充</p>	<p>法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げるなど、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することを要望する。</p>	<p>団体</p>
<p>貸倒れに係る税務上の償却・引当基準の見直しおよび欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の拡充</p>	<p>1. 法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げるなど、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することを要望する。</p> <p>2. 欠損金の繰越期間（現行7年間）を少なくとも10年に延長し、繰戻還付制度の凍結措置を解除し繰戻期間（現行1年間）を少なくとも2年に延長すること、なお、この場合、既存の繰越欠損金についても繰越期間延長の対象とするとともに、合併法人の欠損金を被合併法人にも繰り戻して還付できるようにすること、をあわせて要望する。</p>	<p>団体</p>
<p>貸倒れに係る税務上の償却・引当基準の見直し及び欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の拡充</p>	<p>○ 法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げるなど、貸倒れに係る無税償却・引当の範囲を拡大することを要望する。</p> <p>○ 欠損金の繰越期間（現行7年間）を少なくとも10年に延長し、繰戻還付制度の繰戻期間（現行1年間）を少なくとも2年に延長すること。</p>	<p>団体</p>
<p>破産債権の取扱いの見直し</p>	<p>破産同時廃止決定となった債権の取扱いについては、現行制度上の税の判断基準と経済実態を踏まえた会計実務との間に差異が認められるので、この整合性を取り、破産同時廃止決定時における全額損金算入を認めていただきたい。</p> <p>また、入金となった場合は雑益で計上することを認めていただきたい。</p> <p>具体的には、法人税基本通達9-6-2（回収不能の金銭債権の貸倒れ）の内容に、破産債権の取扱いに関する項目（破産債権については破産同時廃止決定をもって損金計上を認める等）を追加することが適当であると考えます。</p> <p>また、無担保債権における破産配当率は0.4%と軽微であるため、入金となった場合は雑益で計上することが適当であると考えます。</p>	<p>団体</p>
<p>協同組織金融機関の一括評価金銭債権にかかる貸倒引当金割増特例の恒久化について</p>	<p>協同組織金融機関について協同組合等として規定されている平成23年3月末に期限の到来する中小企業等の貸倒引当金の特例にかかる16%増し措置の恒久措置化を要望する。</p>	<p>個社</p>

貸倒引当金繰入限度額の割増特例の恒久化	法人税法第52条第2項の規定の適用について、同項中の「計算した金額」とあるのを、「計算した金額(当該内国法人が租税特別措置法第57条の10第1項(中小企業等の貸倒引当金の特例)の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額)の100分の116に相当する金額」とする措置を恒久化していただきたい。	団体
貸倒引当金の中小法人等の特例の継続	平成23年3月末に期限の到来する中小法人等の貸倒引当金の特例に係る繰入限度額の割増し特例(116%割増特例)の延長を要望します。	団体
貸倒引当金の割増措置(本則の100分の116)の恒久化	経営体質の脆弱な小規模事業者等に対する円滑な資金供給、地域密着型金融を推進していくため、協同組合組織金融機関に適用されている貸倒引当金の割増措置(本則の100分の116)について、恒久化することを要望する。	団体
欠損金の繰越期間延長と繰戻還付の実施・繰戻期間延長	欠損金の繰越期間の延長と繰戻還付の実施・繰戻期間の延長を要望します。	団体
欠損金繰越期間の延長	日本では現在7年間しか欠損金の繰越が認められていないが、英仏独やシンガポール、香港などは無期限の欠損金繰越を認めており、米国でも20年間の欠損金繰越が可能であることから、日本の欠損金繰越期間についてもグローバル・スタンダードに合わせて延長いただきたい。	団体
欠損金の繰越期間及び繰戻還付期間の延長	企業経営の長期の安定化に資するため、欠損金の繰越期間を現行の7年から10年に延長し、繰戻期間を現行の1年から少なくとも2年に延長していただきたい。	団体
貸倒れに係る税務上の償却・引当基準の見直しおよび欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の拡充	欠損金の繰越期間(現行7年間)を少なくとも10年に延長し、繰戻還付制度の凍結措置を解除し繰戻期間(現行1年間)を少なくとも2年に延長すること、なお、この場合、既存の繰越欠損金についても繰越期間延長の対象とするとともに、合併法人の欠損金を被合併法人にも繰り戻して還付できるようにすること、を合わせて要望する。	団体
受取配当等の二重課税の排除	受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等、完全子法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること(50%→100%)	団体
配当課税の廃止	受取配当の益金不算入割合の引き上げ	団体
受取配当等の益金不算入制度の見直し	連結納税制度の創設に伴う税収減の財源措置として、連結法人株式等及び関連法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等の益金不算入割合が80%から50%に引き下げられた。この益金不算入割合を100%に引き上げるべきである。	団体
受取配当金を全額益金不算入とすること	内国法人から受ける連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等に係る配当等の益金不算入割合を100%とされたい。また、特定利子の負債利子控除についても復活させることを検討されたい。	団体
法人税法の本法において認められる受取配当等の益金不算入については、確定申告書への明細書記載要件に関する有恕規定を緩和すること	受取配当等の益金不算入については、確定申告書に益金不算入となる受取配当等の額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り認められることとなっている(法人税法第23条第7項)ため、当該明細の記載がない確定申告書を提出した場合には、やむを得ない事情がない限り、後日、更正の請求等によっても認められない取扱いとなっている(同第8項)が、この明細書に関する有恕規定は厳格に過ぎるものと考えられるので、その緩和を図られたい。	団体
企業グループに関連する税制	完全支配関係にある子会社の清算に当たっては、繰越欠損金の引継ぎもしくは清算損失の認識のいずれか選択可能とすることを要望する。	団体

<p>過払利息返還に係る損金算入事業年度の選択制等の導入</p>	<p>過払利息返還を行った貸金業者については、過払利息を返還した事業年度に返還額を損金算入せず、過去7年以内の事業年度において損失が発生していた、あるいは益金が発生していなかったものとして、当該課税事業年度の納税額を限度として法人税の還付を受けること。又は、税額の訂正を求める手続きである更正の請求を過去7年にわたり選択できる制度の改正を要望するもの。</p> <p>具体的な還付の方法としては、次の2つのことが考えられる。</p> <p>1. 欠損金の繰戻還付制度に準じて、なおかつ税法上の書類の保存期限である7年を限度として、確定申告書を提出する事業年度に過払利息を返還した場合、その返還額を損金算入せずに、その事業年度開始の日前、7年以内に開始した事業年度の、いずれか古い事業年度から所得金額のある期まで繰戻して法人税額の還付を請求可とするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・還付金額の計算 (算式例)</li> </ul> <p>7年以内の一番古い期(当該期が欠損の場合は順次その次に古い期とする)の法人税額×当期の利息返還額 ÷ 7年以内の一番古い期(同前)の所得金額</p> <p>2. 税額の訂正を求める更正の請求の特例として遡及年度を7年まで認めること</p>	<p>団体</p>
<p>会計基準の国際的統一化に対応し、損金経理要件を中心とする確定決算主義の在り方を弾力的に見直すこと</p>	<p>我が国の損金経理要件を中心とする確定決算主義の在り方が会計基準の国際的統一化によって、大きな転換点に立っているものと考えられる。今後は上場企業に適用される会計基準や法制度を巡る論議を注視した上で、損金経理要件を中心とする確定決算主義の在り方を弾力的に見直されたい。</p>	<p>団体</p>
<p>賞与引当金及び退職給付引当金を税務上も認めること</p>	<p>一般に賞与引当金及び退職給付引当金が、企業の財務状態及び損益状態に与える影響は大きいため、法人税法上の課税所得と会計上の利益が乖離する大きな要因となっている。また、退職給付引当金の計上を認めないがゆえに生じていた非適格組織再編における退職金の二重損金算入についてこれを防ぐ趣旨から、非適格合併等において合併法人等に対し退職給与債務引受額を負債調整勘定として負債計上する規定(法人税法第62条の8第2項)が平成18年度改正で設けられ、組織再編の分野では退職給付引当金に相当する額を負債認識するといった整合性のない措置が施されている。さらに、未公開株式の財産評価基本通達上の純資産価額方式による評価が過大になるといった影響も生じている。</p> <p>よって、賞与引当金及び退職給付引当金の計上を税務上も早期に認められたい。</p>	<p>団体</p>
<p>法人税法の改正に当たっては、企業会計の基準を十分に尊重すること</p>	<p>法人税法の改正に当たっては、企業会計の基準を十分に尊重し、会計と税がいたずらに乖離することのないよう配慮されたい。また、こうした観点から、平成10年度及び平成14年度の税制改正において断行された各種引当金の廃止、縮減等の措置について早急に見直しを検討されたい。</p>	<p>団体</p>

貸倒処理における税の判断基準を企業会計に合わせること	<p>法人税法における貸倒引当金の繰入れ及び貸倒損失の計上要件については、企業会計の基準(企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」)を十分に斟酌し、経済実態に即して会計処理された貸倒引当金及び貸倒損失についてはこれを認められたい。具体的には以下の事項を要望する。</p> <p>① 貸倒懸念債権、劣後債権等についても、「金融商品会計に関する会計基準」又は「中小企業の会計に関する指針」等を十分に斟酌し、企業会計上貸倒引当金を計上すべき状況にあるときは税務上もこれを認めること</p> <p>② 形式基準による貸倒引当金の計上事由に、私的整理ガイドライン(これに準じる手続を含む。)、特定調停法への申し出等の手続開始を含め、法的整理等手続の申立ての場合との均衡を図ること</p> <p>③ 物的担保が付されている金銭債権について、その適正な評価額以上に先順位の担保権が設定されている等、実質的に取分がないと認められる場合には貸倒損失を計上できることが(いわゆる全銀協通達等に基づき)実務慣行として定着しているが、このような取扱いを通達等により明文化すること</p> <p>④ 貸倒実績率の算定上、金融検査マニュアルと同様に、債権売却損を貸倒損失に準ずるものとして取り扱い、一括評価金銭債権に対する貸倒引当金算定上の貸倒実績率に反映させることを認めること</p>	団体
償還有価証券の償却原価法については、企業会計に合わせて利息法を認めるとともに、定額法についても見直しすること	<p>償還有価証券の取得価額と償還金額との差額を各事業年度に配分する方法(償却原価法)は定額法のみとされている(法人税法施行令第139条の2第2項)。</p> <p>しかし、同じ法人税において、金銭債権については利息法も適正な期間損益の認識方法として認められているのであるから(法人税基本通達2-1-34)、償還有価証券についても同様に認められたい。</p> <p>また、法人税における定額法は、期中の純増加額について、その取得日を期央とみなす方法とされているが、企業会計に合わせて、各事業年度にその差額をより適正に配分するために、より合理的な方法である実際の取得日を基準とすることも認められたい。</p>	団体
外形標準課税制度の見直し	<p>収入に関係なく課税される外形標準課税については、特に経済環境の悪化が継続している昨今では企業に過度の負担を与えていると考えられるため、時宜にかなった制度への見直しを検討していただきたい。</p>	団体
損害保険に係る消費税等の仕入税額控除の見直し	<p>将来、消費税率が引き上げられた際には、消費税率引き上げの影響が損害保険料に及ばないように、消費税等の仕入税額が控除されるべく見直しを行うこと</p>	団体
登録免許税の軽減・簡素化	<p>登録免許税の税率を低額の定額税率とする等、軽減・簡素化することが必要。</p>	団体
抵当権等の信託登記に係る登録免許税の軽減	<p>複数債権者のための担保管理機能を受託者に一元化する担保付社債信託では、信託の登記に係る登録免許税の負担がないことにも鑑み(担保付社債信託法64条)、担保権の信託に係る登録免許税の負担を軽減する措置を講じられたい。</p>	団体
印紙税制度の見直しによる負担軽減	<p>印紙税は経済取引において作成されるさまざまな文書に適用されているが、近年の経済実態の急速な変化に対応できず、取引実務に不公平感や過度の負担感を与え経済活動を阻害する場合がある。このような制度上の問題を解決するためには、他の制度との整合性を取っていただき、税負担の横並びを期していただきたい。</p>	団体
印紙税の軽減・簡素化	<p>印紙税について、金融取引に悪影響を及ぼさないよう、軽減・簡素化すること。</p>	団体